

食の安全安心と食育審議会規則

平成18年3月31日
規則第46号

食の安全安心と食育審議会規則をここに公布する。

食の安全安心と食育審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[附属機関設置条例\(昭和36年兵庫県条例第20号\)第3条](#)の規定に基づき、食の安全安心と食育審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) [食の安全安心と食育に関する条例\(平成18年兵庫県条例第20号、以下「条例」という。\)第6条第3項](#)(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による食の安全安心推進計画及び食育推進計画の決定又は変更に関すること。
- (2) [条例第8条第2項](#)(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による基準の設定又は変更に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員、臨時委員及び専門委員)

第4条 委員、臨時委員及び専門委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係団体を代表する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その任を解くものとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。

6 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。